

河南町男女共同参画 ニュース

2024年12月

No.77

【開催報告】

平和・人権バスツアー（松阪市・松浦武四郎記念館）



令和6年10月29日(火) 曇りのち雨

参加者62名 楽しい1日になりました！！

参加者の感想(アンケートから抜粋)

- ・初めて松浦武四郎さんの事を知りました。心を広くしてこれからは、人と接します。
- ・今までこういった企画に参加した事がなかったので、日頃から人権についてもっと意識する事が大事であると思った。
- ・今までは、展示物を見て回るだけが多かった。今回は館長さんのお話、学芸員さんの説明があり分かりやすかった。
- ・松浦武四郎の生涯を学び、その類まれな強い意志、広い心、偏見を持たない精神、切り開く力に感銘を受けた。

12月4日～12月10日は「人権週間」
12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」です

1948年12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、1949年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

「誰か」のことじゃない。

痴漢撲滅に向けて

～政府の取組と被害にあったときの対応～

痴漢は重大な犯罪です。被害者の心身を深く傷つける行為であって、決して許されるものではありません。政府は、令和5年3月、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、関係府省が一体となって痴漢撲滅に向けた各種施策を実行してきました。

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ(概要)

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害(内閣府調査)
- 被害者の**4分の3以上(76.9%)**が**10代・20代の若年層**
(令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ)

特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
(ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要)

1.痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

2.痴漢撲滅に向けた今後の施策

(1)痴漢を防ぐ取組	○痴漢事犯の実態把握 ○重点的な取締りの強化 ○防犯アプリの普及 ○女性専用車両の導入等 ○鉄道事業間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有 ○車内防犯カメラの設置・設置基準の策定 ○通学路等における安全確保と安全教育 ○生命(いのち)の安全教育
(2)加害者の再犯を防ぐ取組	○刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施 ○保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施 ○地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援
(3)被害者を支える取組	○被害申告・相談をしやすい環境の整備(被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等) ○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実 ○学校における相談体制の充実 ○痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応 ○被害に遭った受験生の受験機会の確保 ○警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化
(4)社会の意識改革を促す取組	○鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施 ○若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発 ○学校における広報・啓発活動の推進 ○児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知
(5)横断的推進のための取組	○政策パッケージの確実な実行のための枠組み (「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施 等) ○関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信 ○痴漢被害に関する調査等の実施

詳細は、警察庁HPで
ご覧ください。

URL <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku.html>



動画は内閣府男女共同参画局公式YouTubeで
ご覧ください。

URL <https://www.youtube.com/watch?v=rfGJk74nqG4>



啓発動画
「痴漢は犯罪!!」
(15秒)



～痴漢被害にあった・目撃したときは～

痴漢は、重大な犯罪であり、被害者は全く悪くありません。

政府の啓発活動では、以下のように、被害にあわれた方や被害を目撃された方に、すぐに警察に通報・相談することを呼び掛けています。

【被害にあわれた方へ】

周りの人に助けを求めてください

安全を確保するため、声を上げる、防犯アプリを活用するなどの方法で周りの人に助けを求めてください。

警察に110番通報、または相談してください

安全を確保することができたら、すぐに110番通報してください。
また、被害にあわれてから時間が経っていても構いませんので、警察に相談してください。
どんな小さなことでもかまいません。



【被害を目撃された方へ】

被害者に声をかけてください

被害を目撃したら、見て見ぬふりをせず、『大丈夫ですか？』などと被害者に声をかけてあげてください。

駅員、警察官などに知らせてください

駅員や周りの人に協力を求めたり、
警察に110番通報をしたりしてください。

～被害の届出を受けた警察の対応について～

警察では、被害にあわれた方の心の負担の軽減に配慮しながら、犯人検挙のための捜査を行います。
パンフレットなどでは、被害の届出を受けた警察の捜査の流れを以下のように紹介しています。

※なお、これは一例であり、具体的な流れは事案によって異なります。

警察官による 現場の確認

警察官が被害が発生した現場に出向いて状況を確認し、
写真撮影などを行います

あなたの
プライバシー
守りながら
被害状況を
調べます

衣服など 証拠品の確認

被害に遭った時に着ていた衣服や持ち物には、検挙につながる
証拠が見つかることがあるため、お借りする場合があります。

犯人を
見つけるため
衣服なども
調べます

警察署での 事情聴取

可能な限り、被害に遭われた方の希望に応じた性別の警察官が
お話をお聞きします。

あなたが
安心して
話せる警察官
が対応します

被害状況の 再現見分の実

被害者の方に立ち会っていただきながら、被害当時の状況を再現し
て捜査を行うことがあります。つらいと思ったら、
すぐに言ってください。お話をお聞きします。

つらいときは
すぐに警察官に
ご相談ください

～あなたの行動で救われる人がいます～

被害にあったり目撃したりして間もない場合などは、迷わず110番通報してください。

あなたの行動が犯人の検挙と更なる被害の防止につながります。

また、各地の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター『全国共通番号#8891
(はやくワンストップ)』に相談することもできます。

ひとりで悩まず、早めに相談しましょう。

男性子育て教室

1回目

令和7年

1月18日(土)

10:00~11:30

パパと一緒に遊ぼう!

☆講師 NPO 法人関西キッズスポーツ

堀 直哉さん

☆持ち物 お茶・タオル・

動きやすい服装・靴

☆場所 かなんびあ2階 大会議室

2回シリーズ

お父さんの子育てに関する講座を

2回シリーズで開催いたします

参加
無料

2回目

令和7年

1月25日(土)

10:00~11:30

パパと一緒にクッキング!

☆講師 河南町食生活改善推進協議会のみなさん

☆持ち物 エプロン・三角巾・ふきん・お茶
タオル

☆場所 かなんびあ2階

みんなのへや・調理室

- 定員 -

両日とも10組ずつ

- 対象 -

2歳から就学前の子どもとお父さん

- 募集期間 -

令和6年12月23日(月)

令和7年1月11日(土)まで



《QRコードからの申込み》

申込みは…こちら!

★人権男女共同社会室(役場住民生活課内)

★おやこ園(かなんびあ1階)

電話 93-2500

《電話または窓口での申込み》

発行 2024(令和6)年12月 [季刊]

発行者 河南町住民部人権男女共同社会室《住民生活課内》

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6